

米国関連資料

**米国特許法第 101 条に関し特許保護適格性を有する発明主題の
審査ガイダンスを USPTO が改訂 (2019 年 10 月 17 日)**

2019年11月05日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

USPTO は、2019 年 1 月 4 日、米国特許法第 101 条および第 112 条に関する新たな審査ガイダンス ("2019 Revised Patent Subject Matter Eligibility Guidance") を公表しました。新たな審査ガイダンスについては、2019 年 1 月 7 日に、官報 ("federal register") に掲載されました。

上記の審査ガイダンスは、USPTO によって行われる発明主題の特許保護適格性の解析に関する全体的な明確性、一貫性、及び、予測可能性を改良することを目指すものでしたが、十分とは言えませんでした。

そこで、2019 年 10 月 17 日、USPTO は、改訂版を "Updated Subject Matter Eligibility Guidance" を公表しました。この改訂版は、2019 年 1 月 7 日に公開された特許保護適格性の審査ガイダンスのパブリック・コメントを反映させたものです。

今回の改訂版は、2019 年 1 月 7 日に公表された米国特許法第 101 条に関する審査ガイダンスを実体的に変更するものではないことに留意ください。留意すべき改訂内容を含む最新の審査ガイダンスについて、以下に説明します。

【全 6 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。